

# 箕面市立地適正化計画

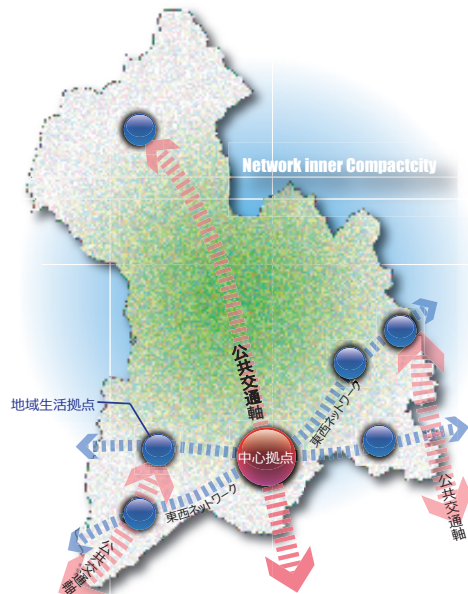
## 北大阪急行線延伸の効果をまち全体へ！

計画本文は箕面市ホームページでごらんください。

箕面市立地適正化計画

## 公共交通ネットワーク

北大阪急行線の延伸により、箕面市の都市インフラに強靱な「背骨」が通ることになります。この背骨とその両翼を縦に走る 2 本の鉄道を公共交通軸とし、各拠点をバス路線で結ぶ公共交通ネットワークを構築します。めざす姿は、コンパクトな市街地の中に緻密な交通ネットワークを持つ、「ネットワーク・インナー・コンパクトシティ」です。



### ■ 居住誘導区域内の公共交通ネットワーク

**最寄り駅へのアクセス確保**  
居住誘導区域のどこからでも、最寄り駅に徒歩・自転車・バスなどでアクセスできるよう、路線バス・コミュニティバス（オレンジゆずるバス）・デマンド交通（現在はオレンジゆずるタクシーを実証運行中）などを組み合わせ、一体的な公共交通システムの構築をめざします。

**東西ネットワークの確立**  
北大阪急行線延伸線の開業と同時にバス路線再編の社会実験を開始し、3本の公共交通軸をつなぐ東西ネットワークを確立します。

**乗り換え環境の整備**  
（仮称）新箕面駅は、複数の交通機関が接続する交通結節点となることから、駅前広場を整備し、バスターミナル、タクシー乗り場、自転車駐輪場などの設置を進めます。

### ■ 都市機能誘導区域内の公共交通ネットワーク

都市機能誘導区域内では、駅やバス停などの公共交通の拠点から誘導施設までの「歩きやすさ」の確保が重要です。

**歩きやすい歩行ルートの選定**  
街路樹や風景の眺望など景観が良く、木陰などの緑陰空間がある歩行ルートを選定します。

**休憩ポイント・安全な歩行空間の確保**  
途上の公園や街角ベンチなど休憩ポイントの設置、歩道のバリアフリー化など安全な歩行空間の確保に努めます。

### 立地適正化計画とは

「都市再生特別措置法」の一部改正（平成 26 年 8 月施行）により市町村が策定できるようになった計画で、地方部においては人口密度を維持してコンパクトシティ化を促し、都市部や箕面市のような大都市近郊においても、人口が減少する地区や高齢化が進む地区への対応が必要などから、生活サービス機能を計画的に誘導していくため、概ね 20 年後を展望して策定します。

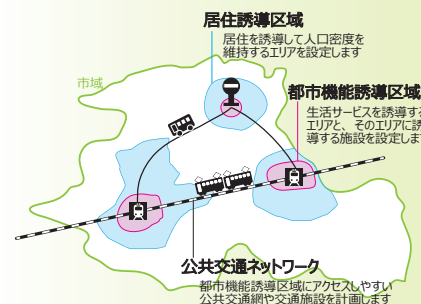
また、立地適正化計画は、市町村の都市計画マスタープランの一部とみなされます。

### 立地適正化計画の基本イメージ

立地適正化計画では、医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスできるよう、「コンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワーク」の連携が重要です。

計画には、住民の居住を誘導する「居住誘導区域」と、生活サービスを誘導する「都市機能誘導区域」を定め、都市機能誘導区域には、その区域に誘導する施設（誘導施設）を定めます。

また、それらの拠点を結ぶ鉄道やバスなどの公共交通ネットワークについても併せて位置付けます。

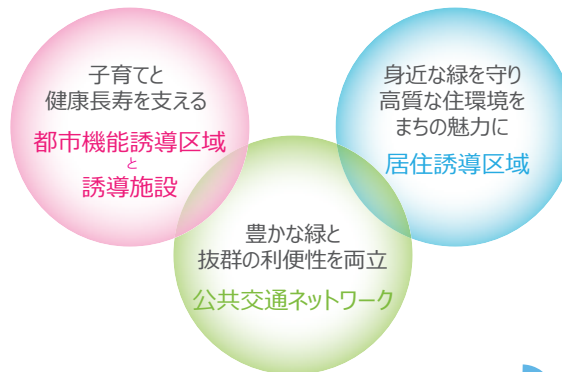


### ■ 策定のねらい

箕面市では、2020 年度の開業をめざして北大阪急行線の延伸が進められています。箕面市立地適正化計画は、この延伸の効果を最大限に活かして市全域を活性化するとともに、その基盤となる住民生活が将来に渡って安心感と安定感のあるものであり続け、子どもから高齢者まで健康的で豊かに暮らせるよう、まちづくりと公共交通を組み合わせる市の将来像を作ることをめざしています。

### ■ 基本コンセプト

#### 子育て・健康・住環境



箕面市の特徴と魅力を伸ばす基本コンセプト

### 全国的傾向と比較した箕面市の特徴

- 全国的には人口減少傾向ですが…  
箕面市では、新市街地・既存市街地ともに若い世代が流入し、人口増加傾向が続いています。
- 大都市近郊のベッドタウンは利便性重視になりがちですが…  
箕面市では、市域の大部分を占める緑地やまちなかに残る農地が住宅都市の魅力高める重要な要素になっています。
- 多くの地方都市で、既存の公共交通の維持が重要な課題ですが…  
箕面市では、鉄道の延伸とそれに伴うバス路線の再編など、公共交通ネットワークの抜本的改善が予定されています。

### 都市再生特別措置法に基づく届出の対象となる行為

**居住誘導区域に関する届出** 居住誘導区域外で以下の住宅開発をしようとするときは、市への届出が必要です。  
・3戸以上  
・開発規模 1,000 平方メートル以上の 1～2 戸

**都市機能誘導区域と誘導施設に関する届出** 都市機能誘導区域外で、誘導施設と同じ機能を持つ施設の開発行為等を行おうとするときは、市への届出が必要です。

#### 子育て支援施設

- 保育所
- 認定こども園
- 児童厚生施設
- 放課後児童健全育成事業所
- 地域子育て支援拠点事業所
- 幼稚園
- 母子健康センター

#### 介護予防・健康増進施設

- 特定民間施設
- 集会場機能を備える施設
- スポーツ施設

#### 医療施設

- 特定機能病院
- 地域医療支援病院
- 病院・診療所（内科・外科・小児科）
- 調剤薬局

#### その他

- 複合機能を有する商業施設
- 箕面産の農作物等を販売する施設
- 食料・日用品を販売する店舗

#### 通所型障害福祉施設

- 身体障害者福祉センター
- 生活介護サービス事業所
- 就労移行支援サービス事業所
- 就労継続支援 A 型・B 型事業所
- 地域活動支援センター
- 障害児通所支援事業所

#### 教育文化施設

- 学校
- 図書館
- 集会場機能を備える施設

届出の手続きについて詳しくは、箕面市ホームページをごらんください。

箕面市立地適正化計画 届出

発行者 大阪府箕面市

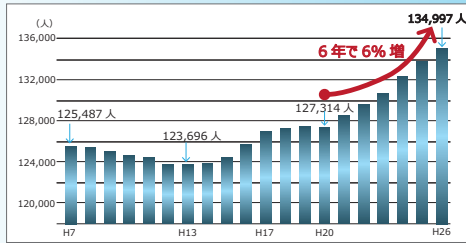
問い合わせ先 都市計画・計画内容について：みどりまちづくり部まちづくり政策室  
都市再生特別措置法に基づく届出について：みどりまちづくり部審査指導課  
計画策定までの経過について：地域創造部北急まちづくり推進室

tel:072-724-6810 fax:072-722-2466  
tel:072-724-6743 fax:072-722-2466  
tel:072-724-6744 fax:072-722-7655

## 箕面市の人口の動向

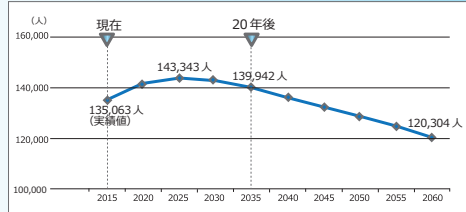
### 最近の人口の動き

箕面市では、これまで横ばいだった人口が平成20年を境に伸び始め、直近6年で6%の伸びを示しています。



### 将来人口推計（～2060年）

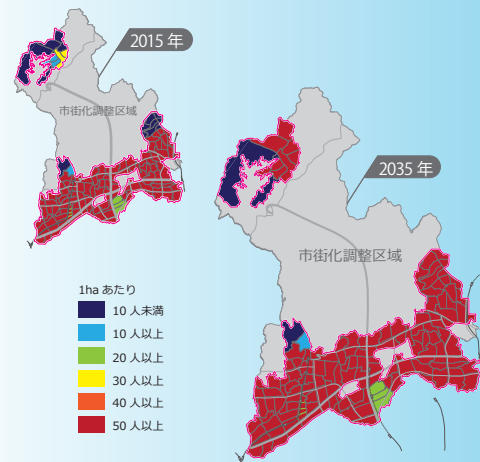
人口推計では、箕面市の人口は10年後にピークを迎え、その後徐々に減少し始めますが、立地適正化計画が展覧する20年後（2035年）は、現在よりも人口が多い状況です。



※箕面市人口ビジョンから人口推計1を採用

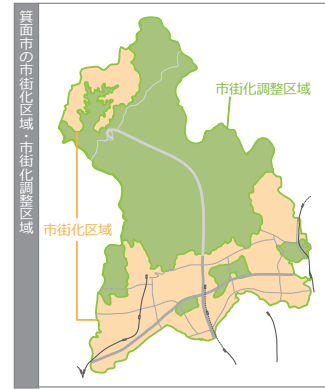
### 人口密度（現在と20年後）

市街化区域内の人口密度は、現在、新市街地など一部を除くほとんどのエリアで50人/ha以上の高い値を示しています。20年後には、新市街地の人口定着も完了し、ほぼ全域で高密度となる見込みです。（人口密度が低いエリアは、緑地や特別業務地区です。）



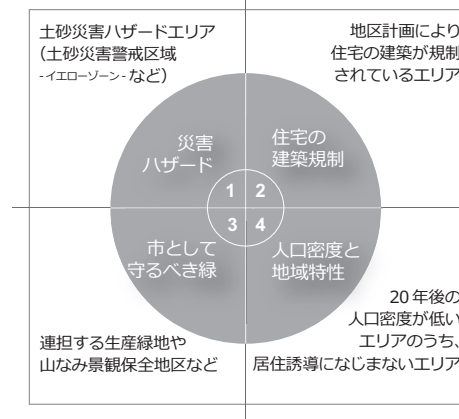
## 居住誘導区域

居住誘導区域は、法令により、市街化調整区域や災害危険区域（住宅の建築が禁止されているもの、保安林の区域などに設定することができません。そのため、これらを除いたエリアの中で、居住誘導区域を設定します。

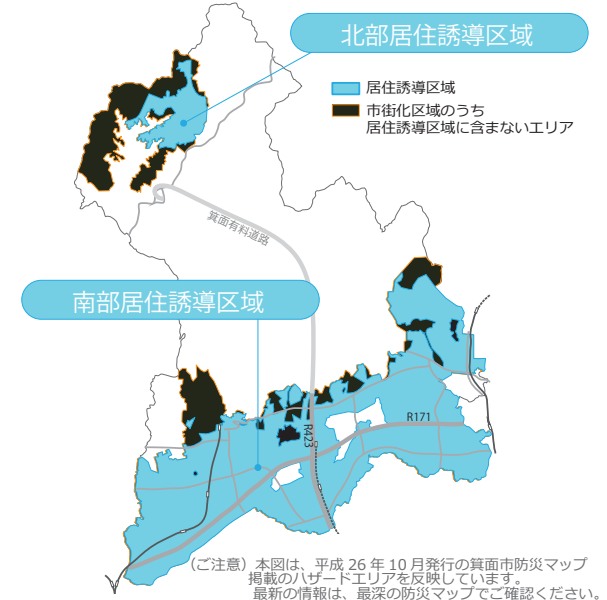


### 検討の4つの視点

箕面市では、居住誘導区域の検討を4つの視点で行いました。それぞれの視点と、居住誘導区域に含まないこととしたエリアは下図のとおりです。



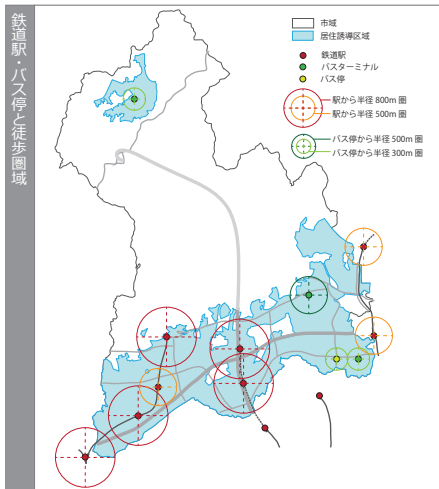
### 居住誘導区域イメージ図



## 都市機能誘導区域と誘導施設

### 駅・バス停勢圏の設定

だれもが公共交通で都市機能にアクセスできるよう、都市機能誘導区域は、駅やバスターミナルなどの拠点から徒歩圏に設定する必要があります。駅とバスターミナルの乗降客数などを考慮して、拠点ごとの圏域を設定しました。



### 都市機能誘導区域イメージ図と誘導施設

設定した圏域を基本に、拠点ごとの状況に応じて都市機能誘導区域を設定した上で、駅・バス停勢圏にあることが望ましい都市機能について、各地域の特性に応じて設定しました。

